

永代定額地租査定以前のザミンダールについて（上）

高　　畠　　稔

ま　え　が　あ

本稿は、ザミンダーリー永代定額地租査定制度 Permanent Zamindari Settlement 施行以前の、Bengal の zamindar 地の権利・職能・性格を考察することを目的とし、拙稿「十八世紀後期におけるベンガル地方の農民 (Raīyat) 地に
ついて」(『史學雑誌』68—10)と共に、わが國で現在利用である史料のみにとづいてではあるが、イギリス東インド会社支配に先行する時期の Bengal における土地所有關係を、明らかにするために書かれたものである。zamindar ベンガルとは
自體は、ペルシャ語で「土地」を意味する zamīn と、「持つ者」を意味する dār との複合語である。しかし、ひとしく
zamindar と呼ばれるものの性格は地方によつて著るしく相違し、イギリス支配の以前と以後とでも、まだ異なるところが知
られてゐる。本稿で特に表記の時代と地域とを選んだ理由は、前稿「まえがわ」に記したとおりであつて、本稿中引用や
る記録類も、前稿と同様である。

掲載誌を異にするため、史料略號を改めて付記する。

A. R.= The Amini Report. Revenue Dept. O.C. No. 9. April 3rd, 1778. (Ramsbotham, R. B. -Studies in the

Land Revenue History of Bengal, 1769-1787. Oxford, 1926. 所収。引用すべき數は回書立場。

S.M.a.=MINUTE of MR. SHORE, dated 18 June 1789; respecting the Permanent Settlement of the Lands in the Bengal Provinces. (The Fifth Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company. 1812. 虐政。西用ペーパー數は回書立場。)

S.M. b.=MINUTE of MR. SHORE on the Permanent Settlement of the Lands in Bengal; and proposed

Resolutions thereon, recorded on the 18th September 1789. (op cit. pp. 451~466.)

Z.S.B.=The Zemindary Settlement of Bengal, 2 vols, 1879.

| ナマーハダールの権限の内容

前稿でなつた所 A.R. の記事は、國家へ直接生産者である農民への賦役を課す、土地を保有(hold)し、土地に対する諸権利(rights and claims)を所有(possess)する、農民から徴収した貢租を國家に納付する中間層の存在に觸及している。A.R. の記述箇所は、國家への貢租納付を條件として土地を保有する人々が、zamindār, caudhārī, ta'alluqdār, raiyat の四種類に分けられる。小字の hāmī raiyat については前稿で扱った所である、caudhārī については別稿で譲る。上述の中間者のうち zamindār は最も上位の層である。

zamindār の職能は A.R. の述べる所は、云々の如くに曖昧を極めている。

zamindār は、彼の〔土地〕保有(tenure)あたは彼の官職がどのよつた諸権利を有する場合に於て、1縣(a district)の最上級統領者である。その縣かど（彼の權能の停止されたらがなければ）彼は地代(rent)を徴収する代りに政府

の租税 (revenue) を支拂へるである。彼は、各種の土地保有者間ににおける序列の點では、第一人者なのである。(A.R.)

p. 103.)

A.R. が國家土地所有説を採り、zamindār, caudhari, ta'alluqdār, raiyat を一様に「土地保有者 (landholder)」として扱つてゐる所は、前稿で述べたとおりであるが、この記述では、國家的所有を前提とした土地保有序列の最上層は zamindār が位置するのである。zamindār の職能は、ハリドは一應土地貢租の収納に限定される。zamindār が raiyat からの徵收する段階での土地貢租を「地代 (rent)」、前者が國家に納入する段階でのそれを「租税 (revenue)」とするが、やぶさ zamindār の機能を土地保有と官職の二つに由來するかを不明瞭にする、前掲記事の初めの書き方にも表れてゐる。

Mirza Mohsen が Rouse-Boughton に與へた回答の中で、zamindār の職能は、次の如きの如くである。

zamindār は、主權者に代りて三つの義務を行ふことを委任される。第一は、彼の各領の領域を、叛徒や暴徒から保護し、防衛するのである。第二は、臣民の安寧、耕作者たちの裕福、および彼の收入 (revenue) の増大 [おほかく] である。第三は、大小の盜賊を處罰し、犯罪を防ぐ、追ふ剥奪を減らすのである。……(Z.S.B. vol. I. App. p. 122.)

この記事では、zamindār の職能は主として治安・警察の任務を執行するにあり、それを通じて住民を保護するに主權者からの委任されたものである。

次に、Gulām Ḥusain Ḫān⁽ⁿ⁾ の敍述をみよう。

永代定額地租査定以前のガーンダールについて

高畠

zamindār は、⁽¹⁾ 地の所有者 ^(possessor) の意で、土地所有者 (proprietor of land) であるが、⁽²⁾ 一般的なこの名詞された意味においては、皇帝その他の支配者に地代 (rent) を支拂う土地所有者を示すものであつて。また、〔*zamindār* という語は〕多數の村落を所有するにせよ、あるいは少數の村落を所有するにせよ、あるいは一部落の一部分のみを所有するにせよ、ある者は土地保有者 (landholder) と同様に適用される。⁽³⁾ (Gholam Hosein Khan, Appendix to Minute of Sir J. Shore, 2nd April 1788, quoted in Z.S.B. vol. I. App. p. 126.)

ハレドは、印度の「地代」を支拂う「土地所有者」をこれ *zamindār* と謂ふべし。

一方 *Halhed* は、⁽⁴⁾ 以下のように判断をした。

一七八一年にト院の委員會に提出された證據書類に夥しい量のものにて、「⁽⁵⁾ 斷り」 *zamindār* は、彼を經て租税 (revenues) が實現される所の代理行徳者 (the agents) は、土地所有者 (the proprietors of the soil) やはなかつた〔後略〕……(Z.S.B. vol. I. App. p. 129.)

すなわち、國家の租税を收納するための單なる代理人としてのみ扱われた。

以上その他にも挙げぬぐく記事は多いが、煩雑を避けるため、Harington⁽⁴⁾ の有名な定義を最後に掲げよう。

われわれの語の中のいかなる單一の用語によつても定義であつて、特異な種類の土地保有者—*rafiyat* も他の下級借地者 (under-tenants) かも、國家の領地收入 (the territorial revenue) を受納する第一のハレド、世襲によつて彼の *zamindāri*⁽⁶⁾ を繼承するに至る者も詰られた。しかし、一般にいへば、皇帝に絞り料 (a fine on investiture) を支拂ふ、皇帝の地方代官 *nāzīm* は *nazrānah* つまり贈り物を支拂つて、主權者としては彼の代表者かへ、彼 [*zamindār*] の權原の更新を得るに至るが必駄である。〔*zamindār* は〕賣却や贈與によつて彼の *zamindāri* を移譲する。

ルルルを詰められたが、やういへば「移譲のための」特別の許可を得るゝことが期待された。一般に、彼の zamindārī からあがむ租税 (the public revenue) [收銀の] 増年の契約者 (contractor) たる特權を付与されたが、別個の機關によつて地代を徴収したが、jāgīr & altamgā の賜與によつて、一時的もしくは恒常にそれらの地代を譲渡し (assign) たゞかねどもが政府の意志となれば、さうでも、土地がただ貨幣の形で一定限の扶持を與えられし罷免された。Bengal では（十八世紀初期以降）、zamindārī 内の pargānā [（收租圃）] や村落あるじはより小かる土地區劃に、通常は Todar Mal や他の人々が制度化した zamindārī の賦課賦課によるか出例して、sūbahdār (地方長官) が課す abwāb の地方稅 (cesses) を割り當てる権限を認められたが、個々の區劃に賦課された額を均等化したが、raiyat を壓迫してやうなものを廢止したりしなかつたる、公權力の介入には服従した。彼の〔租稅收納〕契約 (agreement) 期間中は、契約 (contract) ふる主がなる臨時の利得に對して、〔それを取得する〕権利を認められたが、彼の保有の條件によりて、受領物の正確な説明書を提出しなければならなかつた。同じ〔保有の〕條件によつて、彼の管轄區域内の治安を維持する責任を有したが、公然と詰められたのは逮捕するのみで、裁判と處罰のためとな〔犯人の身柄を〕マスクーム教徒の治安官 (magistrate) から渡した。(quoted in, Baden-Powell, B.H.-Land Systems of British India. 1892. vol. I. p. 519.)

Harington が zamindār は、「特異な種類の」と斷わりながら、其襲的土地保有者と都合、これがその保有地を一應任意に賣却・贈與し得るものと認めてゐる。しかしその保有條件として、土地貢租の raiyat その他からの徴収と國家への納入、管轄区域内における收入一般の國家への報告、およびその地域内の治安維持を課せられた。しかも zamindār は皇帝あることは彼の地方代官 (sūbahdār, nāzim) に所定の土地貢租以外の貢納を贈るゝことを要求され、また、國家の恣意的に罷免

ある所であり、zamindārī 内部の貢租の配分・調整には國家の介入する場合があつたとしている。そして、罷免に際しては、ある額の捨て扶持とまゝづき給與が支拂われるところである。

以上の記事から、zamindār は、土地貢租の徵收・zamindārī の世襲という地主＝土地所有者的性格、ないしは土地貢租納を國家に代りて行うという收租請負人的性格を持ち、收租權を行使したことがまゝ知られる。しかし同時に、zamindār は、國家による隨時の罷免・國家權力の zamindārī への介入に服し、あるいは國家の警察權の一端を行なふことから、かたゞその官職的性質をも持つておる、その性格を一義的に容易には表現し得ない。しかしながら、私は、いわゆる定義的説明から、一步進んだ理解に到達するために、zamindār の行使した權限を更に検討してみたいと思う。

上掲記事の中でも、Mirza Mohsen は zamindārī の防衛に言及して、暗に zamindār の武力保持を認めており、また盜賊の處罰という職能の中には zamindār の裁判權が言及されてゐる。しかし、Harington は武力保持には全く言及せず、裁判權については明瞭にこれを否定してゐる。一方、東インダ會社の商館の記録をみる、zamindār における武力保持と裁判權の存在は、紛れもなく事實として證明される。たゞ併せ、一七四八年四月の Consultations の中には、

Pultah の近邊の zamindār が、イギリスの dastak⁽³⁾ をだやされた數隻のボートを停止され、やがてのボートから貨幣を奪つてやれたを懲罰されねども、Hugli の Faujdār⁽⁴⁾ の命令を無視した。(Listed Records of Governments from the Years 1748 to 1767 inclusive, relating mainly to the Social Condition of Bengal. Calcutta, 1889. vol. I. p. 6.)

以上の記事が述べる zamindār の武力行使によく貿易阻止のありだといふ點が見える。また、一七六四年一一月二〇日ノ Nawāb は Bengal 知事に宛てられた書簡の中など、

私⁽⁵⁾、Munro 今佐廳⁽⁶⁾の軍隊から、Shahmull は、Sasseram と Chien と paragañā(堅韌)⁽⁷⁾の zamindār へた

わく 'āmil ⁽³⁾ と Pulwan Sing の養子だらの Juggonaut Sing と Sonaut Sing とに宛てた書簡の真しを書く
入れて、貴士の意味を求めるのである。この真しから貴士は Shahmull—彼は彼田頭の Sasseram と Chienpoor
の parganā 以外に、武力 (force) とめ、かく 'āmil と Arab Ally Khan の保護の下に Serrus と Cuttumba
の parganā を奪ふ、mālgudāri ⁽⁴⁾ に混亂と被害を及ぼす説因いただ——の悪事を絶賛するものである。…… (Long,
op cit. pp. 362—363.)

ムンバ記事がゆく。この文書はいづれも Shahmull と Sasseram と Chien (poor=pur. Chienpoor と Chien の中心地) と
ムンバ zamindārī を持つ zamindār である。Pulwan Sing の領土に埋没されたが、その Shahmull が武力を行使して
他の zamindārī を持つ parganā を占領したるが原因である。この他、一七六〇年一二月、Nawāb が Bengal
知事に宛てられた書簡には、

私は Bardwān から、私の zamindār が敵うぐやでおり、一萬なしに一萬五千の peon ⁽⁵⁾ の盗賊を集め給料を
與へ Birbhūm と Rāja と合流したるゝにあれば、闇にいる。……(Long, op cit. p.239.)

ムンバ zamindār が積極的に兵士を募り、武装してこだるが物語うる。

裁判権はムンバ、一七六七年九月二十八日の Proceedings と、次のやうな記事がみられる。
……zamindār のおつ土地の請負人頭が、彼の各田の縣におよび、非常に大きな重要性を持たんとする訴訟事件の
裁判を執行するが、この國の全地域における確立された慣行であるから、彼 (Bengal 知事 Verelst) は當該事項
〔裁判権〕を、彼の下に保留した。……(Long, op cit. p. 511.)

他にも、一七五九年五月一一日付の、イギリス人居留地における雜役使用人の給與を定めた文書の中 ⁽⁶⁾ 、「zamindārī の

法廷 (court)」における違反者の處分についての規定がみられる。これが私の推測より、zamindār は一定限度の裁判権をも行使したのであり、前稿でのぐた baḍī jam' と命ぜられた罰金は、かかる裁判権によるもので zamindār の收入であったと理解で可い。

註

- (1) Dissertation concerning the Landed Property of Bengal, 1791. の著者。編輯の限り、本書はやがて國とは讀んで
れじふだらうやうべにあ。
- (2) Bengal の大臣に生がた、祖父の代ない Mughal 帝國政府の高官である、父は Bihar の nażim であつた。Siyar al-mutalibrin は彼の重臣な著作として知られるが、やがて國とは既に英譯の存在しない。
- (3) ひの記事の後半部分は Mughal の全般圖内における “zamindār” の多様性を念頭において述べたもので、Bengal のみにひいて語ったものと理解すべきではない。やんば語及かれていふに小規模の zamindār は、北インダス河谷の地主であつて、土地所有關係（未發表）にて述べる。
- (4) zamindār の語やよどむけの、地域的な差違についた Baden-Powell, B. H.-Land Systems of British India vol. III, pp. 630—631, Index and Glossary (zamin-dār). に簡潔な説明がある。
- (5) John Herbert Harington (1764—1828) 東印度會社職
- 圓。Bengal 政府の稅務局員・最高民事裁判所・最高刑事裁判所の判事・最高參事會員・Fort William College 教授などに屬す。以下の記事は、彼の Analysis of Laws and Regulations of Bengal Presidency, 3 vols. 1821. に依つて、
我が、本書もまだわが國には將來われじふなし。
- (6) zamindār の權限の及ぶ範囲内の土地。その他、zamindār の權限・職能などを意味する場合によ用ひふれ。
- (7) ja = 「場所」、gir > giriftan = 「取る」、ヒンディー語の複合語。皇帝あるいは彼の地方代官が、武臣などの他特別の功績のあつた臣下に賜與する土地を jagir へらし、jagir を受けた人々 jagirdār へら。
- (8) mus̄harah と略されるゆゑに、本来は徵收した土地貢租總額のゆゑ、zamindār の語やよどむけの、從來刊行された數多くのインダス河谷の歴史・經濟・土地制度などに關する書物は、Permanent Zamindari Settlement 以降の zamindār や、地主説・官職説・請負人説のいずれか一つあることはそれ以上によつて説明してゐる。しかしそれらのひとひとつを検証するには、紙數の餘裕もだくもの必要もない。

のや省略する。地主説と官職説については次節詰(12)参照。

(10) ムルンチャ語で dast が「手」を意味し、-ak は指小辭。内國税關に課徵を支拂わざに商品を輸送し得ることを示す查證。

一七一七年、Mughal 皇帝の farmān (勅書) によつて、イギリス東インド會社の各商館長に dastak 發行權が認められた。

(11) Mughal の官詞では Niżāmat と屬し、軍隊・刑事裁判・警察を司つた官職。實際には貢租の徵收をも擔當した。

(12) zamindār はもろイギリス人の貿易の阻止につゝば、ひの同義語として用いられる。

(14) 土地貢租 māl を支拂うといふ。あたは、それを支拂う土地。

(15) 兵士・警吏などに相當する。

(16) 武力と裁判權との問題について、James Mill がこのものについて語つてゐる。「政府に就して租稅 (the revenue) につゝの責任を有してゐたので、彼は (zamindār) が Mughal の未

開なる政府ではそれを實現するのに必要と考へられたが、その權力を行使することを許された。いかなる負債でも、その支拂いを強制するためにはインシデで行われる普通の方法は、債権者が強制手段を用ひぬことであつた。租稅負債 (revenue debts) にしても、政府はより寛大な諸方法には従わなかつた。政府が許された手段であつた。そして zamindār たれば、例

の東洋的な誇示したやり方で、維持する手段を見出しえる限り多くの軍隊を、彼らの周邊に保持した。東方的諸專制政體の下では、政府のやがむがむな權力が個々に交流することは稀れであつた。軍事力による租稅徵收の權力に、裁判執行の權力が付加された。すべての民事上の係争は、インシデ、租稅「徵收」の代理行為者の裁判權 (cognizance) の下に、當然おかれることと見做されていたらしい。しかし實際に、最高度の刑罰を課する場合のみを除けば、裁判と警察とに属する職務全般は、彼のおかれている縣の内諾で、それだけ、zamindār は権限を持たぬ」(Mill, J.: The History of British India, 5th ed. with Notos and Continuation by Wilson, H.H. vol. V. London, 1858 pp. 338～339) などに記して Wilson は以ての補註を施している。「この叙述は全く正しくない。縣の首領といふ zamindār は、村落首長と回つて警察の責任を有し、治安維持・財政保護・租稅徵收のために、軍役に服わない武力 (a civil force) を維持した。しかし彼は、公式には、決して司法權や軍事權や武装されてはいなかつた。法の解説者は Panjīr, maulavī または qādī であった。軍事統率者は、faujdar であった。有數の zamindār たるのあら者はは、帝國の渾亂狀態に乗じて軍兵を募り、軍事的首長の風を裝つた。しかしれば、彼らの固有の職務の一端をなすものではなかつた」(op cit. p. 339).

(17) "At a Meeting of the Quorum of Zamindars," quoted

in Long, op cit. pp. 181～183. その論事は Datta, op cit

pp. 480～484. にも引用されてゐる。

(18) 一七七一年の巡回委員會が調査した Bengal の裁判機構を、命のために紹介しておこう。

「(2) Nāżim は、最上級の治安官 (Magistrate) である。死刑犯人の裁判を直ら主導」 Rūz 'Adalat へ訴せられる法廷を、毎日曜日には設ける。

(2) Diwān は、不動産の土地財産に關するが如き訴訟の裁決のための假想上の治安官であるが、この權能を直ら行使するには稀にしかない。

(3) Dārōga 'Adalat al 'Aī は、正しくは Nāżim の代官である。彼は、土地と財産に關する要求を除く、すべての財産問題についての裁判官 (Judge) である。彼は、口論・格闘・惡罵をも審理する。

(4) Dārōga 'Adalat Diwāni は、Diwān の代行者である。土地財産の裁判官である。

(5) Faujdār は警察官、「(つかつて) すべての非死刑相當犯罪の裁判官である。死刑相當犯罪の證據類は彼の前に出された後、それを對する審判と判決を得たる、Nāżim に報告される。

(6) Qāḍī は、相續ないし繼承に關するあらびいの要求の裁判官である。彼は、結婚・割禮・葬禮の儀式をも掌る。

(7) Muhtasib は、泥醉・酒精飲料および興奮剤の販賣について審理し、不正な度量衡を検査する。

(8) Mufti は法の宣布者である。(Muir, R. The Making of British India, 1756—1858, Manchester, 1915, p. 118.)

ムンムー社會の統治において、そのよつぱいバラーム的官制の機能が、果してどの程度に實現されたかは、明らかにされていないが、巡回委員會の報告の中でも、上記各法廷の權限範囲の不明確、地方法廷の缺如などのため、これらの運用が首都 Murshidábád の一帯に限定され、各田舎のみに存在したものがあつたことが知られてゐる。しかも、zamindar・收租請負人や他の貢租徵收吏により、法外の裁判權が行使されたことも、認められてゐる (op cit. pp. 117—120. 参照)。このよつぱい狀態が Mughal 朝末期のみの事象であるのか、それとも Mu়ghal による Bengal 衣區以後一貫したものであつたのかは、明かにされていない。これらの記述の限り、少なくとも十八世紀後期には、zamindar が民事・刑事にわたる裁判權を行使した事實は疑い得ないであつて。

II ザミンダールの權原と出題

以上の權限を持つ zamindār が、いかにして zamindāri を得ていたかが、次の問題である。Mirza Mohsen が Ro-

use-Bouhton が記した回答の中では、zamindārī の権原があるべきものか、次の二つに分類している。

現在の zamindārī は、jangalbūri, intiqālī, および ahkāmī の三種である。

(1) jāngalbūri (荒蕪地の開墾〔の意〕) は、荒廢して、國王の租稅 (royal revenue) 額 ([原語] jam'-i-pādshāhī)

を產出せなくなつたが、他のある人の努力と勉勵とによりて農耕をとり戻すに至つた廣い土地のことをもつて、その人びとへ手付金の租稅 ([原語] hirāj) を復舊せたのである。……

(2) intiqālī (移譲〔の意〕) は、良好な耕作状態において租稅額を產出するが、在職者の怠慢や土地の相續者の缺如のため、他のある人が、皇帝もしくは皇帝に代理を委託された政府の許可を得て、その官職のため sanad⁽⁺⁾ を彼田畠の名において取得した所の、土地のことである。……

(3) ahkāmī (命令または權能による〔の意〕) は、zamindar の職分の義務における勉勵によるかねば、王侯の従者や周辺にあつて zamindar に関する事務に備わっている役人たちが、利己的動機によるべし、 zamindārī が彼の自身の名において彼のに與えられるところの命令を、獲得した場合のいとある。……この様式は後年に亘りて行ふれた。(Z.S.B. vol. I. App. p. 12.)

以上のうち zamindārī の土地に対する呼稱が、開墾・移譲・任命の三つの権原に對応してゐるが、このうち移譲とは、Harington がいつてみた所の、國家の許可を得た上で zamindārī の贈與・賣却が含まれ、任命とは同じ敍述に記された所の、隨時の罷免を伴つたもの、理解される。Mirza Mohen の敍述はなお續いてくる。 zamindār たるものの誰が死んだ時にても、彼の財産 (effects and property) は政府に没収され、ところが古代諸皇帝の時代における規則であった。その後、主權者の義務であり雇傭主の威風を高める所の、長期の奉仕から

生じる諸権利を顧慮して、zamīndār の面識のための sanad が、死去した zamīndār の子孫に與えられ〔*कृति वा विवरणं*〕なり」、他の人物は誰も容れられなかつた。……

現在では、zamīndār の子供たが、彼の父たと祖父ために所有權 (possess) えた土地を、相續財産として手に入れ。それは古來の慣習と制度の強烈なゆゑでこゝで行われるのであり、それに従ひて、父の zamīndār な sanad によつて子に移譲されたのである。……(ibid.)

じるには、往時原則としては一代限りとされた zamīndār の地位と zamīndār とが、後に相續によりて敍任繼承されるゝこととなり、同時に至つた旨が述べられてゐる。一方 Ġulām Husain の回答では、相續と繼承がより重視されてゐるを見る。

問一 zamīndār さんのようにして任命されるのか。

答一 嚴密な意味での権利に従えば、何人も……〔模式、いわへ、所有者 (proprietor) からの購入と贈與ならびに相續の〕一つによらなければ、土地の所有者となる」とがであなし。しかし、慣行によつて、皇帝または彼の代表者が、不從順と強情な行為の故に zamīndār を罷免し、彼の代へ sanad によって他の者を任命する」とがある。じつして任命された人物は、厳密な意味での権利に従えばそうではないのだが、慣行によつて、zamīndār 及び土地所有者 (proprietor of the soil) であると考えられる。(op cit. vol. I. App. p. 131.)

Husain のこの購入・贈與が Mirza Mohsen の *intiqāli* に命ぜられ、前者の認めた國家による zamīndār の恣意的な任免が後者の *apākāmi* に屬する」とは、容易に理解される。相續についてば、後者はこれを権原として特記していくが、前者はこれを「土地所有者」の権原に加えてゐる。しかし、兩者共に zamīndār の地位と zamīndār の世襲を本

質的なものとして扱ひてよい點では、明らかに共通する所。

所ど、皇帝またその地方代官が發する給仕狀 *sanad* は、このほんなものであらうか。管見の限りだな、一七五九年十一月二十六日 *Bengal & Proceedings* に載せられたが、イギリス東印度會社に *Calcutta & zamindār* が記され *sanad* の英譯しか得られないたが、文體・形式は一般の *zamindār* の場合と大差はないと思ふられるので、紹介しておき。
↑の *sanad* は *Bengal & Dīwān* の岳廟があら、*sanad* を周知せしむる象徴・*zamindār* 付與の事體・*zamindār* の職務・周知の象徴へされた人々への布告の、即ちの詔令か心成りて書かれてゐる。「muṭataddi 等々」と……を冠してゐる。さて周知せしむる迄然として書かれてゐる、「muṭataddi 等々」から一枚添付始め。
付與に至つた事情だ、Nāżim が署名した *fard sūrā* (誓願書)・*fard ḥaqiqat* (願意書)・*mucalkā* (約定書) の三種の文書「の故」(in consequence of)、又、「皇帝の政府 (the Imperial Sircar)」
<G>10' 10 | ルューの *pīskās* (上納金) 「お考慮」(in consideration of)、「土品 *parganā* & *zamindār* の机職 (office)」をイギリス東印度公會社に與へぬ事が遠くない。職務の内容へいは、一定の時期に國庫に「地代 (rents)」を納入すべし、*parganā* の住民の繁榮を圖るゝ、治安を維持し旅行者の安全を圖るゝ、盜難を防止し、盜賊があれば捕えて處罰し、盜品を所有者に還付すべし、盜品回収不能の場合 *zamindār* 自身が責任を負へる、犯罪・泥酔を防ぐべく注意すべし、及ぶ、毎年 *zamindār* に記録類を *daftarḥānah* と送付すべし。皇帝の法廷 (the Imperial Court [the Asylum of the World]) が禁ずる物の要求を控えぬが譽むべし。最後に周知對象となつた人々の義務へいは、東ヘン會社をその地方の「確立せね、かゝるにかなつた *zamindār*」へ認め、その職務に付隨する一切のもの *zamindār*

の權利と見做すことを求めてゐる。

この sanad の内容の限りでは、zamindār は關して明確な性格規定を見出しがたいのは困難であり、また Mughal 帝國治下における Bengal の zamindāri 制成立の事情がほとんど明瞭かでない現在では、sanad の内容が示す統治理念と現實の體制との識別をすることは困難である。⁽¹⁾ このよくな問題に一應の解決を與えておくために、イギリス人の統治が始まった頃の Bengal の zamindār の出世史について、概略の知識を得ておれば。

個々の事例は、今の所知り得ないが、極めて一般的には、Shore が次のような觀察をしてゐる。

Bengal における有數な zamindār の多くは、過去一世纪半以内に起源をだらり得よう。彼らの支配領域 (jurisdiction) の廣がぎ、Jafar Hān⁽²⁾ の時代中からその後に、(1) 本來の所有者たる (proprietors) からの購入により、(2) 古法的相續人がいなくなったための取得により、あるいは、(3) 他の zamindār の土地没収の結果として、かなり増大し、(4) zamindār が在職者から強制的に奪われた諸事例が語られてゐるやうだ。⁽³⁾ (Shore's Minute, 2nd April, 1788, quoted in, Z. S. B. vol. I. App. p. 110.)

やだねわい、當時の有力な zamindār の多くは、十七世纪中期にあらそんの系譜を求めるのがやあ、それらが購入・譲渡・併合などによって支配領域を擴大するに至つたのだ。一八世纪初頭以後のものである、これらは、彼らは、この一八世纪の事情に依るが、Gūlām Husain が Siyar al Muta'ahhirin の中で、以下のように述べてゐる。

Farruhsiyār⁽⁴⁾ の治世におけりの制度の瓦壞れ、Ratan Chand⁽⁵⁾ の勸告による「收租」請負制度の導入以來、時に國家のこの部門においても腐敗が甚るゝ、無節操な zamindār たるは、時の爲政者の歓心を買うことによつて、あるいは可能なる方で弱小 zamindār たる（より小さな領地に對する權利）を認められてきた人々）を壓迫した。彼ら「弱

小 zamindār] は遂に彼らの zamindārī や壓迫者たるに賣る必要に迫られ、壓迫者たるはその後……それらの承認された所有者となるに至つた。他の zamindār たるは經營の失敗と浪費とで彼らの土地を荒廢させてしまつたので、支配権力によりて、彼らの不足額を清算するためその土地をより賢明でより裕福な zamindār たるに賣却するとな、余儀なくされた。」のよつた土地の購入者の權原は、正當で有効なものと考えられた。Muhammad Sāh (一七一九年 Farrukhtiyār が繼承した) の在世の末に至るも……ある zamindār たるは「われの（ある種の、國家の）官吏と結婚して大きな影響力を得、力によりあることなり」と口實を構えて、不正にも弱小な（より小かじ）土地保有者たちの領地をわがものとし、遂には富みから力あふ者へだるに至つた。……かくて彼らは不正に取得した土地の所有者であることを、皿の間にした。(quoted in, Baden-Powell, op cit., vol. I. pp. 509—510.)

ルヒヤは、强大な zamindār が弱小な zamindār の zamindārī を、何等かの手段を用ひて兼併して行つた事情が述べられてゐる。前に掲げた Mirza Mohsen の記事において intiqāl と ahkāmī は、かかる過程において權原として確立されたものであつて、かつ Gūlām Husain が土地所有の様式に數えた賣却・贈與など、武力による兼併や權力による征伐の形によつて採用されたものと解釋しても、著しく當を失さないとはなつてゐる。當時の Bengal の zamindār たる、祭禮十一七世纪中期におけるかのせり得る古い家系の者と同時だ、一八世纪に至つて intiqāl 及び ahkāmī による zamindārī を取得した收租請負人の家系に屬する者があつたのである。⁽⁶⁾

ルヒヤの強大な zamindār が sanad の條項を超えて、あることはそれを無視して土地と人民の支配を行つたるは、前稿及び本稿のこれまでの論述によつて明らかである。やがて彼は、所定の aşal jam' 以外に abwāb—sūbahdār の賦課 abwāb が取れ——*baḍī jam'* ——やれの中止は rafiyat は猶豫の婚姻上納金、zamindār

の私的事件を名目とする課徴が含まれていた——の收奪を行つたのであり、單なる警察權行使にとどまらず、武力による他の zamindār の併合や貿易阻害を行ふ、理論的には國家に屬するといわれる裁判權をも行使したのである。⁽¹⁾

註

- (1) 総仕狀。内容は後に述べる。
 - (2) いわゆる assignment を一代限りのものとする。イエロー メ諸王朝の採用した政策であつたが、Bengal の zamindāri や assignment は即ち Mohsen の都合で出づつむべではない。
 - (3) Mughal 帝國の各州における財政長官。
 - (4) すこへは sarkār。「業務を司る者」の意で、「政府」「官吏」の意味の他、州内の行政區劃をも指す。いわば行政区劃といふの sarkār^o。
 - (5) Pargān の一部が分離された場合、その部分を qismat paraganā といふ。
 - (6) 國家の收租擔當官吏。
 - (7) 一般には zamindār は次ぐ「土地保有者」である者。詳しへは拙稿「東印度會社支配の初期におけるヒンドゥールの土地所有關係」(未發表)に譲る。
 - (8) 收租擔當官吏の一つで、各村落の patwāri が記録した臺帳を收集し、paraganā に屬する收租事務上の各種臺帳を作成し保存することを職能とした。
 - (9) これらの文書の事例を求めるにむずかしかつたが、この
- sanad の文面では、mucalkā の呪詛は現金に sanad の上に再現されていて記されている。
- (10) 國家に屬する收租事務擔當の官廳。
- (11) Long, op cit. p. 175. たゞ Baden-Powell, op cit. vol I. pp. 510—513. 参照。
- (12) じのよへだ困難なが、前節で述べた地主説・官職説などを生ぜらるる原因ともなり得る。因みに、本稿に引用した Mirza Mohsen の記述は Rouse-Boughton の「diwāni sanad」または zamindāri は官職 (office, bijamat) と繩れていね、官職とは儘ら主の意志に從属してゐるのである。しかば、現在 zamindār の子息たちは、彼の父と祖父が享受した土地を、相續財產として取得すべし。じの zamindāri 相続の規則はいつから行き渡つていたのか、まだのよへだつてそれが確立されるに至つたのか (Z.S.B. vol. I. App. p. 122.) ところ質問に對する答であるが、じのじゅ sanad の文面におる「官職」と實際上の土地財産争襲との矛盾を問つものにて、問題が出来得る。A. C. Guha は zamindār の地主説と官職説とに依る、Bengal には起源と身分とを異にする二種の zamindār — 即ち Rāja の家柄に由來するものと、收租請負人に起源するもの — がある、いかれか一方にのみ注目し

たしむが、一一の説を生んだり理解つゝある。彼によれば、官職派は、「生産物収量を耕作者へ分割するところの原則は、財産相続権の考え方を否定する。sanad — 級任状 — の存在は級任が本質的なものであらじと述べる。zamindari は sanad の中に明らかに「官職」へ呼ばれており、その條件は義務を定めるものだが、所有を譲渡するものではない。上納金が級任への準備手續として主權者に支拂われる。これもすぐには所有權の觀念と一致しなじ」という論據に立つ。これに對し地主説派は、「國家は單に地代すなわち生産物収量のある分だけを要求するのであり、これは所有權の存在と兩立しないものではない。zamindari は長じ間の慣行によつて、子孫に傳えることのやうである。sanad が相續人を除外して恣意的に付與されたことはなかつてはならぬ。[sanad は] 新しい諸權利を創造するものとしてではなく、正しくは既存の諸權利を確認するものとして解釋されたのである。sanad を求めたり受けたりしたのは、主張した zamindar だけで、一方主爵でなく zamindar は彼の田畠の相續法に従つて繼承した。sanad における「官職」という語の使用は、「土地」保有が世襲的であつて、發端において官職に依據した所有が慣行によつて世襲化されて來たことがわからば、何を意味するものでもない。級任に際して支拂われぬ nazrā-nah は、ねらいく法規による課税であらじ。おこは、とゆかく不動產物權更新のための上納金と同様されなくてはならない。sanad が有限的條件と明かかな論斷を含まないのは、その

授與條件のやうれい限り「zamindāri が」續けられる、といふじふじあぬ」より引張する。(Guha, A. C.—A Brief Sketch of the Land-Systems of Bengal and Bihar. Calcutta, 1915. pp. 32～33.) めだ、イギリス法では、土地の絕對的私權は認められず、土地保有者(地主)は土地の中に不動產物權 estate—一個人によつて現實に所有されてゐる土地からあがる諸利益の量・特定の人に委ねられた土地に對する權利の總體一を有するのであり、彼の不動產物權構成部分たるすべての土地を處理する自由を持つ者を、單純封土權または無制限相續不動產物權 estate in fee simple ともいへば土地保有者とするのであるが、かかるもののやういの地主は當時の Bengal には存在しなかつたと、Guha は論じつゝある (op. cit. p. 35.)。これらの議論はいづれもイギリス的觀念を單純にイングリッシュ社會の現實に適用した結果にすぎず、印度社會内部の諸關係由體に即して展開されたものではない。「地主」と「官職」とを同じ概念に屬するものとして扱つたとは、土地査定を目的とした當時のイギリス人については極めて實踐的であり合理的であつたにせよ、社會經濟史研究においても當時の議論をそのままに繼承するにはあらじ。sanad の記載のみをもひて、zamindār の莊格を規定するいふいは不可能でおらじ斯くておる。

(13) Bengal の subahdar Murshid Quli Khan (在位 1713—19)。
11月) のじふ。

(14) 第九代 Mughal 皇帝 (在位 1713—19)。

(15) Farruhsiyār 帝の權臣 Sayyid 'Abd Allah Ḥāfiẓ に重用されだ banyā (商人) 出身の廷臣や、一七一七年貢租徵收請負の制度を立てた。

(16) Baden = Powell は請負制度との關連において zamindār = 地主説を否定した後、請負人層の支配領域擴張・古來の家系の沒落の結果として、「あぐての zamindār せむとのもの、やして同様のものとみなされる所」、起源についての彼らの往

III チームーダールの私的保有地

前節に引用した John Shore & Gulām Husain の回答の續を、以下引用しよう。

問一 zamindār は世襲的なものか。

答一 zamindār が上述の三方式（購入・贈與・相續）のどれからみるに所有者（proprietor）みなした土地なり」といふべく、代々の子孫に相續される。しかし、實際上の財産（actual property）ではないのはやぐて、それ故に世襲的性質のものではない。もしある zamindār が誰かの實際上の財産であるなど、彼の屬子は統治者の同意なしに繼承する疑いのない権利を持つ。（Z.S.B. vol. I App. p. 131.）

この記事の中では、「所有」された土地と「實際上の財產」とが同義に用いられ、zamindār 相續の對象はそのような土地に限定されたことが、述べられてくる。じつは本邦の例によれば、第一に、土地が sanad によって委任された收租權・警察權などと共にには世襲されない場合もあり得たといへ、第二に、zamindār の中には收租權・警察權などを分離してのみなが世襲される土地が存在したこと、及び、第三に、全 zamindār が「實際上の財產」として「所有」する zamindār もあ

時の差は無視されねば留めた」上述で述べた（Baden Powell, op. cit. vol. I. p. 509.）。事實、當時の記録には出田の差による性格の差は語られていない。（17）本節に述べたもう一つの問題を、前稿で扱った abwāb の累増・慣行的土地貢率の實質的解體の問題など併せて、Aurangzib 帝死後のごわごわ Mughlī Disintegration の過程中で究明することは、十八世纪印度史の重要な課題であらへ。

た存在した印度ある。第一の點は、本來在地の權威と無關係な收租請負人の場合を考えれば、彼の家系において相續される對象は本來的 *sanad* の條件とそれから派生する權益に限定される筈であるが、このようだ場合に當るのを理解せらる。第三の點は、前節註²⁵で A.C. Guha の指摘にみたような、古來の Rāja たるの家系に屬する zamindār の場合を指すものと解べられ。これに對して第一の點は、本來の zamindār の權限や職能とは無關係だ、zamindār が、わば私的に保有する土地を問題とせしめねどおへ。

zamindār = 古藏説を採る James Grant は彼の龐大な財政分析書の中で、次のように述べてゐる。
……しかしながら、この (zamindāri の) 由来は、自由保有 (a freehold) の性質を帶び、上級土地保有者に對して家族の生計の用をなし、彼は土地への愛着を抱かず、國家のために田の經營する職體として彼が毎年 [収入] 起めんなりて二十分の一税 (tythe) の殘余を補へたもの、nānkar ⁽⁺⁾ 云ふばれの土地のある小部分が專有され (appropriated) 也。 (An Historical and Comparative Analysis of the Finances of Bengal; &c. Fifth Report, 1812. p. 276.)
額地租査定の功罪が問題へられた一八三一年に、彼の Able Paper の中で、以下のように語じてゐる。
……かかるものにて、 zamindār は、本來は政府の單なる執事か代表者または官吏であり、換詰すればむしろ彼らの地稅 (land revenue) のための契約者であつて、こゝに世襲的であつた。そして、彼が耕作者だから受け取る國家の地稅と、それがよほほじ jan つまり契約價格 (contract price)——そのために〔政府と zamindār は〕よりあるを行い、そのとりあえによつて彼はそれを政府の金庫に拂い込むのだが——との差が、その徵收に要した彼自身の實際の諸費用を控除した後に、彼の zamindāri 契約もしくは zamindāri 保有の價値を構成した。政府のみの所で

は、「その値は」一般に政府に支拂われる彼の *jam'* や「割ないし」割五分上回るやあら、*mālikānah* つまり個人財産(the peculiar property) されなれ、彼はそれのみの所有者 (the owner, *malik*) なのである。……従つて彼は國家の租税の中には、價值がありかゝれば世襲的である契約權益 (a...contract interest) を所有 (possess) したのでありて、それが徵收のみがいのよんにして彼に移譲されたのである。しかし *zamindār* として彼は、その租税の支拂いに服し耕作者によつて上記の多様な保有條件にもとづいて排他的に耕地として保有された土地自體の中には、何の權利をも所有しなかつた。主題についてのこの見解は、最上〔層〕から最下〔層〕に至るまんざらべでの *zamindār* が、範圍の大小こそあれ彼自身同様に耕作者であったとする事實とは、絶対に背馳しない。村落の小首長は、*zamindār* やおののみならず、恐らくは彼自身の近隣における最大の耕作者であつたであらう。そしてそれより高い階層の *zamindār* の各自が、貢納を獻げる山岳地帶の君長に至るまで、彼の私的な土地 ([原語] *nīj*, *kamatamu*) を持つ、そこから彼は、彼の恐らくは多數よりなる家族の家計に充てる目的で、作物その他の糧食を得ていた。しかし、おこなれるの土地に對する公けの租税 (the public revenue)⁽²⁾ が、政府による *nānkār* (食糧・生活資料) として彼に還付され、そくして國家により彼の契約義務ゆえに施與される *mālikānah* の附加分を構成するこれがなかつたとすれば、彼は、他の耕作者の占取する土地から彼が徵收する地稅と共に、彼自身の耕地の地稅をも納めねじとを求められたであらうし、その際には彼の *mālikānah* は、合計總額からの單なる所定の控除に限定されてしまつたであらう「事實はそうではなかつたのだが」。彼が耕作者としての別個の資格において保有する耕地は、微塵たりとも、在地政府によつて彼の職務上の契約のつまみ *zamindār* 保有とは眞正われなかつた。(Z.S.B. pp. 118—119.)

Jの記事には説明を加えるべき點も少くないが、一般的に、*zamindār* は彼の徵收する土地賃租總額の一部を取得する」と

がでおだいに、また別に自己の家計充足のための耕地を保有し、その保有地は收租權の對象となる zamindāri との他の土地とは明確に區別されたといふが、ここから知られる。

Husain, Grant, Campbell の敍述によひれる zamindār の私的保有地にいへば、Baden=Powell がそれを整理してあるのと、以てしがくそれに據る。彼は私的保有地の第一に「田」耕作」を意味する nij-jot を擧げてゐるが、これは自家勞働力もしくは私的な小作人の勞働によりて耕作される土地で、國家による賃租賦課の對象となる場合も、ならない場合もある。第一は khāmār である、 zamindār 内の荒蕪地のうち、小作契約を結んだ農民は takavi (雇農) を賃銀して耕作をゆる土地を指し、 zamindār の私有地のうち不輸租地とみなされたものである。⁽⁴⁾ 第二是 nānkār である。別に Baden=Powell も、國家が支給する「 zamindār の俸給」五頃田を擧げてゐる。第一は dastūr-i-zamindār であるが、 zamindār が徵收する土地貢租總額の一一定部分である。⁽⁵⁾ 第三是 nānkār も、初めは土地貢租總額からの控除分として貨幣の形態をもつたが、後には不輸租地を以て代えられたものである。⁽⁶⁾ 第四是 madkūrāt であるが、收租事務に要する諸費用を指す。第四は qānūngō くの納付金、第五は宗教家・寺院などの贈與である。⁽⁷⁾ 以上のほか、 Campbell が zamindār の在地的性格を示す本來的に私的な保有地と考へる nānkār は、 Baden=Powell もよれば國家が zamindār に施與する土地とみなしてゐる。めた徵收した土地貢租總額のうち zamindār の取得分となる部分を、 Campbell も mālkānah あるいは「個人財産」へ解してゐるが、 Baden=Powell は dastūr-i-zamindār である。 Baden=Powell も mālikānah も「以前の所有者への組賦 (ex-proprietary allowance)」へ解釋し、 zamindār は専られた zamindār に屬し、彼の排除されても期間中國家が支給する「給與」や、 貢租額の五分の一と一割に當りだといふ。⁽⁸⁾

Archbold Galloway ⁽⁹⁾ は、前掲の Shore と Husain の問答を引用した後で、次のよきを記述してゐる。

「世襲的」不動產 (the "hereditary" estate) と「實際上の財產」たる土地の zamindār と屬する「實際上の財產」やなる土地との區別、これらとの相違が暗示されねばならぬ。これらはおこりや明瞭である。……そして、この相違が、政府の zamindār に施與する諸給與に冠せられる名稱、mālikānah と nānkār ——前者は "mālik" のより現實の土地所有者 (real owner of land) に屬する收得物を、後者は管理人 (a manager) に屬する收得物を意味する——として表わされるべきを看取せよ。Gulām Husain などは、「mālikānah は、所有者たる」とかの生じる譲り得ない權利である。しかし nānkār は忠誠に依るのと、公けの租税 (the public revenue) からの正當な償却である。nānkār は明いかに勤務に對する賞與である。又一端の zamindār が罷免されねばれど、nānkār (nānkār) は彼から疑心なくおさむねどあるべく。しかし mālikānah は、規則に従つてそれが (mālikānah) おぼつかぬ土地所有者 (the proprietor of land) の權利である。従つて、もし彼が規則に従つてそれを取らねばならぬか、altamgādār と jāgirdār たるがそれ (mālikānah) を彼に與へばならぬがどうだらぬか。(Z.S.B. vol. I App. pp. 131~132.)

ノハドせ、zamindār が zamindār と關係なく本來私的に保有した土地から生じる收入が mālikānah であると、nānkār が zamindār の職分に附隨して與えられる土地であると理解されてくる。しかし Galloway との差別に着目し Shore と Husain との回答を解釋し、zamindār の土地所有權は mālikānah を生じる土地にのみ及び、他には及び得ないものとする。しかし mālikānah は「契約義務等に施與される」「個人財產」である、nānkār は私的保有地であるから、Campbell の解釋である。

この解釋の差違を解くためには、第一は Gulām Husain が Bihar の Nāzīm を父に持つたこと、第二は John Shore が、

Bihār の土地所有者 (the proprietors of soil) たゞ、全般に、彼らが彼らの土地の管理を奪われる時には満足、jāgīr の借地者や altamḡā の所有者かい、また同様に āmil⁽¹⁾ かひめ、彼らが受け取る mālikānah の権利を要求しかつ 所有 (possess) たゞ。Bengal たゞ、いふる muṣāharah の給與との間にあら近似性はあるが、このふうな習慣は決して正統に確立されしならん。(S.M.B. p. 451.)

と述べてふれりんを尋ねなければならぬ。Bihār には、數個の村落を命むのみの狹小な地域を支配する「土地所有者」が 多數存在し、zamīndār あるれひの群小「土地所有者」のうちのある者だわやあつた。Bihār の zamīndāri たゞ Bengal のそれに較べて一般に狭小であつ、また zamīndār の上に altamḡādār, jāgīrdār たゞの賜與地保有者や國家の收租請 負人が存在し、彼らはより zamīndāri 停止のにふれりんが少なくなつた。いのちの場合に、「土地所有者」の 人としての zamīndār が、彼の zamīndāri に關係なく「所有」した土地部分のみは從前と同じく相續され、またその土地に居住して耕作する他の raīyat たゞ、貢租その他の課徵を收取する権利をも保存されたため、Bihār たゞ mālik に屬す るものゝの mālkānah の確立をみたと語られる。⁽²⁾

Bengal では事情を異にする。一七七一年の巡回委員會に參加した S. Middleton たゞ、次のよへど報告してふる。

地代支拂の滞納に陥つた場合、自發的にまたは政府の強制により、土地の一部分を處分して、その目的にあつたたま のある額の貨幣を調達するといふが、遠い昔から、zamīndār の贋體となつてゐる。これらの土地は、時による完全に 處分されたり、hāliṣah⁽³⁾ のみ從屬するようだなるか、あること、それを購入する他の土地保有者の領域に併合されたり。 ものない時は、彼ら(購入者)が madkūrī—つまり、彼らの前の zamīndār の管轄下に、州内他地域に課される稅率を 以てやる taqīmī 税稅 (revenue) の支拂ふを繼續するといふが証あつる。しかしの場合は、彼らは、しがしば

後になつて、若情や有力者の干渉によつて、政府かの彼の（即ち zamindār）が賦免するための命令——それば同時には（購入者）の地代を直接 hālisah と送付する権限を彼のに與へ——を取得する方法が見出される。 (Mr. Midleton's Minute, included in the Proceeding of the Committee of Circuit, 11th July 1772. Fifth Report, p. 496.)

つまり Bengal では zamindār は國家に納入すべき賃租額の不足分を調達するため、zamindār の部分的な賣却處分が行なれるのである。その結果として zamindār の範囲は縮小して、なおある程度の土地をもつての収益とが、賣却處分を行つた zamindār の上に残されたのである。 zamindār の全面的な沒收・停止などは出なかつたのである。 zamindār の購入者が自身は zamindār なんだか、たゞ以前の zamindār は從屬して madkūri を行つ場合をばあくいふべきの事情をもつて納得されねどある。 Bengal は mālikānah が慣行として確立された第1の理由は、Bengal と Bihar の zamindār のあり方、規模の相違によるものである。次に、前節で述べたように、廷臣・收租請負人・高利貸などが土地に進出して zamindār を取徴した場合を考えれば、在地的性格のほんのない彼のじつう、 zamindār と闘わうのない本來の私的保有地であつても mālikānah は問題でなかつたと思われる。 以上のふた事柄のとれど、 Husain が論じてゐる zamindār と nānkār の原理的差異は、見失われ、 Campbell のもとより zamindār の家計充足のための不轉租地あるいは直營地一般として理解されるに至つたのである。

Campbell のもとより nānkār は zamindār の私的保有地となす見解は、他にも見出される。たゞ、 Nathaniel Brassey Halhed が、

……nānkār の土地は地代を支拂わなかつたから、それが（即ち一般的な土地財産 landed property の類似）ば、正しく zamindār の實際上の財産 (actual property) であつた nānkār の土地との適用をみるにふさわしい。 ……

(Z.S.B. vol. I. App. p.124.)

上述、Robert Patton 云々

……zamindār たゞの諸縣内には別種の土地があり、彼らは疑ひあたへやれの所有者 (proprietors) であつた。やれ
ば nānkār 埼の如きは國領なる、やれな政府に全へ地を支拂わなかつた。zamindār たゞだ、地主の連絡のかねつて、
まださかの一部へして、絕對的財産 (absolute property) のふたのややふを持つた。以上の開拓地から、やれば正しく
が波の職分地 (official land) と稱してゐる所である。……(R. Patton, the Principles of the Asiatic Monar-
chies &c., quoted in Z.S.B. vol. I. App. p. 117.)

〔Rouse-Boughton 撰〕 Dissertation によると、語彙集の中では……やふい (khāmār 國) は zamindār の直
轄地 (demesne lands) と訳される。…… nānkār 埼のものより構成されるものである。何となればやれらは
zamindār の總制官財産である。他「[の十種] はやへどなまふかぬやある。……(ibid.)

又記述する所によると、上記のやへだ總總が知らねば。

以上的の検証を経て、zamindār は彼の zamindār が田畠の家畜充足のための私的保有地を持つりんが、留ひかねた
いた。その第一は zamindār の職能・權限とは無關係の保有がされた Husain のこねの「實際上の財産」は相當する。
のべ、Bihār はまた mālikanah の基礎をなした土地である。Baden=Powell の「nij-jot 」といふは、未だいれ
を詳述する史籍を得ないが、ほぼ同様の性格のものと推測し得る。この種の私的保有地は、在地的性質の濃い古來の Rāja
その他の地域的首長の所領 zamindār はふるのみ、みられたのと類似の所である。第一は zamindār の荒蕪地の
開墾による khāmār である。國家の納付や貢租額が sanad と記され履行されたのと並び、khāmār もまた「實

際上の財産」となり得たであらう。第三は、本來 zamindār の職分に對する給與の意味を擔つた nānkār である。nānkār の名稱を以てよばれる土地は、國家への貢租輸納を免除され、zamindār の家計充足その他に用ひられた。nānkār は在地性のほとんどない intiqālī, aḥkāmī の權原とする zamindār とも異へられたが、彼の zamindār 支配が確立し世襲によつて在地化する過程において、nānkār の職分地的意味が稀薄化し、よりは mālikānah と nānkār との差異をめぐる前述の事情も加わりて、nānkār は事實上の「個人財產」、「絕對的財產」、「實際上の財產」つまり直營地化し、またそのよだな理解を生ぜしめるに至つたものと考えられる。

註

- (1) nān は「べへ」を、kār は「仕事・勤務・職務」を意味するペルシャ語。nānkār は「勤務に対する報酬」の意。
- (2) 村落の首長が同時に國家に直接貢租を納付する zamindār であるといふ例は、A. R., S. M. A. などから知り得ない。
- Bengal の一部にこのよだな例があつたのか、インドの他の地域に關する知見が加味されているのか、あるいは zamindār の語を廣義に解してゐるためか、この記事そのものの具體的内容は今の所説明できぬ。
- (3) 國家つまり公權力が課する貢租の意。zamindār が私的に行ふ課徵を含めない。
- (4) khāmār のよだとの意味は「脱穀場」を指し、土地にこの名が與えられる場合は、その土地で生産された穀物を脱穀場に積んで、貢租取得者と生産者がそれを配分することを意味する。

まだ A.R. には次のような記事があつて、「rafiyat は、彼の地代を支拂う方法の點で、hāti, faṣli 及び khāmār に區別されるであらう。第一の者はある量の土地を保有し、そのため、耕作されても休耕中でも、bigha とに一定した地代を支拂い。faṣli rafiyat の地代は、彼らの土地が生産すると言ふられる作物によつてきる。かくて 1 bigha の土地は、もしクワの栽培が行われれば、イネが播種される場合よりもなかなか高い地代を支拂う。khāmār rafiyat は現物で支拂い、彼の土地の地代として作物の一部分を與える。(A. R. p. 106.)」明記を缺くが前二者は貨幣納であると考へられる。荒蕪地開墾のように生産條件の劣悪な所では、定額貢租を賦課するといは困難であるため、穀物分割の方法が採用され、土地自體もその名を冠せられたものであらう。そして A. R. の記事にいつ khāmār rafiyat はさうのよだな土地、及び一般に生産物で貢租を

- 納める土地を耕作する農田地主。¹ あるいは土地の生産条件の優劣に応じて、作物種別の定額租や一定額貢租を支拂う *fasi*² である完全な定額貢租を支拂う *hārī* の園尻を生じたものやある。
- (5) Baden=Powell, B. H. - The Land Systems of British India, vol. I, pp. 515~516.
- (6) Fifth Report も、農田生産物の約六割が土地貢租として收取される *zamindār* による土地貢租の一割— J. Grant のいう *tithe* — がねね農田生産物の六分を取得したと推定している。(Fifth Reprt, p. 16.)
- (7) Baden=Powell, op cit. p. 514.
- (8) op cit. pp. 516~517.
- (9) (1780 ?—1850) 東イラン会社所属の軍人。晩年は東イラン会社取締会員に就任。Observations on the Law and Constitution of India, 1825.; Note on the Siege of Delhi in 1804. その他の著述を残した。この論事は *Observations* からの抜萃である。
- (10) 上掲記事中の省略個所は左のよう記述されてくる。「例えば、國王からの *sanad* による *zamindār* が、彼自身の世襲地及び隣接地の經營 (revenue) 管理と警護職など (何とさればそれが *zamindār* の義務の基本的部分であったから) を付與され、匠づく荒蕪地などの耕作擴張の課題を委託されたとい
- ふるだらつ。注目に値するのも *Shore* 出の設問に對する一連の回答全體を讀んで、*Gulām Husain* が繰り返すの基本的相違を顧慮しておこないでねえ。つねに質問かい「判断すると」、皇帝の *sanad* をそれが *zamindār* の官職上の諸權利に對するもの固ども、實際上の土地財産に對しても全く権原であると認める *Shore* 出によると、その顯著な相違は完全に看過されねじふるふうに思われぬ。しかし帝王からの允許は、それが *sanad*, *farmān* や他の地主へふれぬよばれよばと、主權者に屬するもの以外の權利を讓渡するものではある。そしてそれは公けの租税—私のいうのは、私が定義したような耕作者によりて保有された土地に對するものである——の徵收なのである。(p. 131)
- (11) いじだは、國家の官吏、殊に貢租徵收官の意味。
- (12) 詳しへは拙稿「東インド會社支配初期のビハールにおける土地所有關係」(未發表) で再説する。
- (13) いじだは「國庫」の意。土地貢租が國庫に輸納される土地の *zamīn-Jāliṣah* じこうせきだ。それが賜與地保有者に歸する *jāgir, inām, altamāga* などと對立した概念を示す。
- (14) 「嫡女的」・「分割された」・「配分された」などの意味であるルンヤ語。
- (東洋文庫研究生)